

平成 19 事業年度

農水産業協同組合

# 貯金保険機構年報

平成 20 年 8 月

農水産業協同組合貯金保険機構

# 目 次

第1章 平成19事業年度の概況	
I. 一般情勢	2
1. 内外金融動向	2
2. 機構の業務	2
II. 業務の概況	3
1. 業務概要	3
(1) 保険料の徴収	3
(2) 貯金保険業務関連	3
(3) 立入検査	4
(4) 破綻処理に関する機構システムの整備（見直し・開発等）	4
(5) 管理人制度等実務研修会の開催	5
(6) 広報・調査研究活動	5
III. 庶務事項	6
1. 運営委員会等の開催	6
2. 役員等の異動	6
IV. 損益の状況	6
第1表 平成19事業年度損益	7
第2表 貸借対照表・損益計算書	7
第2章 貯金保険制度及び貯金保険機構の概要	
I. 貯金保険制度の趣旨	9
II. 貯金保険制度の概要	9
1. 対象組合	9
2. 対象貯金等	10
3. 貯金保険制度による保護の範囲	10
4. 保険料	12
5. 組合の破綻処理	13
6. 立入検査業務	20
(図1) 資金援助方式による破綻処理フロー図（一例）	21
(図2) 保険金支払フロー図	22
III. 貯金保険機構の組織等	23
1. 設 立	23
2. 資本金	23
3. 責任準備金	23
4. 借入金及び政府保証	23
5. 運営委員会	23
6. 役 員	24
7. 財 務	24
[資料編]	
1 貯金保険制度の拡充・整備経過	25
2 平成19事業年度（第35事業年度）主要業務日誌	26
3 資金援助実績一覧	30
4 資金援助の実績	33
5 立入検査の実施状況（平成19事業年度）	40
6 組合数・総貯金・被保険貯金・保険料（事業年度別）	41
7 平成19事業年度保険料（都道府県別）	43
8 事業年度別損益の状況	44
9 被保険貯金残高と責任準備金の推移	45
10 運営委員、役員等一覧	46
11 農水産業協同組合貯金保険機構組織図	47

# 第1章 平成19事業年度の概況

## I. 一般情勢

### 1. 内外金融動向

平成19年8月米国に端を発したサブプライムローン問題は、欧米の金融機関に巨額の損失を与え、英国ではノーザン・ロック銀行が国有化され、また、米国では五大証券会社の一つであるベアー・スターンズがFRBから特別の資金供給を受けた上で大手銀行グループに救済買収されることとなるなど、金融市場に大きな動揺を与えた。

こうした中、外為市場では、円ドル相場は平成20年3月中旬には95円台まで上昇し、12年7か月振りの円高となった。また、日経平均株価は、世界経済の先行き不透明感や円高の進行、サブプライムローン問題の拡大懸念などを背景に、3月中旬には1万1,700円台まで下落した。さらに、長期金利の目安である新発10年国債利回りは、米国の長期金利低下や経済指標の悪化等から、3月下旬には1.3%割れまで低下した。

### 2. 機構の業務

農水産業協同組合を取り巻く金融・経済環境をみると、金融取引の一層の活性化・高度化が展望される中で、貯金者の自己責任が求められる一方、適切なセーフティネットの確保が重要性を増している。

貯金保険制度については、平成17年4月1日からは保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金等並びにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるという、ペイオフの実施が行われているところである。

こうした情勢を踏まえ、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）としては、万一、経営破綻が発生した場合、貯金者の保護が適正かつ円滑になされるよう、引き続き立入検査等を通じ、貯金等に関するデータベース及び電子情報処理組織の整備促進等を農水産業協同組合に求めているところである。

また、機構としては、与えられた任務を適時適切に遂行していくため、①民事再生法等の倒産法制を活用した破綻処理スキームの整備を図るとともに、これに対応した機構システムの充実を図ること、②緊急時に対応し得るよう機構職員の教育訓練をさらに強化するとともに、破綻時を想定した実務について、弁護士及び機構職員を中心に実地訓練を実施すること、③農水産業協同組合の破綻時における処理体制を構築するため、地域の実情等に精通した系統団体等の管理人団候補者に対し、実務面を中心とした「管理人制度等実務研修会」を引き続き実施し、管理人業務の円滑化等を一層推進すること、④貯金者等の貯金保険制度への一層の理解を深めるため、広報活動をさらに強化すること等について、鋭意取り組んでいくこととしている。

## Ⅱ. 業務の概況

### 1. 業務概要

#### (1) 保険料の徴収

平成19事業年度の保険料は、各農協、漁協、信農連、信漁連及び農林中金の協力により納付（一部、追加納付及び還付有り。）された。保険料の納付組合数及び金額は、農協が 821 組合、11,221 百万円、漁協が 178 組合、120 百万円、信農連が 41 連合会、275 百万円、信漁連が 31 連合会、195 百万円、農林中金が 243 百万円、合計 1,072 組合、12,054 百万円であった。（P43（資料 7）「平成19事業年度保険料（都道府県別）」参照）

前事業年度と比較すると、平成19事業年度においては、これまでの組合の破綻の状況及び機構の財政状況等を勘案し、保険料率（決済用貯金：10 万分の 17、一般貯金等 10 万分の 14）は据え置かれたが、保険対象貯金が増加したことから、保険料は、合計 76 百万円の増加となった。なお、納付組合数は、農協及び漁協の合併等により合計 52 組合の減少となった。

#### (2) 貯金保険業務関連

##### ① 組合の破綻処理

平成15事業年度以降、組合の破綻は、生じていない。

したがって、平成19事業年度においては破綻処理に伴う資金援助の実行はなかったが、ちなみにこれまでの資金援助実施の対象となった破綻組合の累計は、平成19事業年度末現在で32件（うち漁協6件）、金銭贈与 939.6 億円、資産の買取り 88.6 億円、債務の保証 62.9 億円、貸付金等 27.7 億円となっている。（P30（資料 3）「資金援助実績一覧」参照）

##### ② 定額保護下における破綻処理方式の検討

貯金等の保護については、平成14事業年度から定期貯金等が定額保護に移行したことに伴い、機構では、平成15事業年度に構築した定額保護下での破綻処理スキーム等について、円滑な運用ができるよう検討を重ねてきた。

このスキームは、全額保護下と同様資金援助方式を基本としているが、破綻処理は倒産法制を活用して行われることとなる。（P13「5. 組合の破綻処理（1）定額保護下における破綻処理方式」参照）

##### ③ 債権回収、不動産管理処分

機構は、破綻組合から買い取った債権の回収及び不動産の管理処分等について、協定債権回収会社である㈱整理回収機構及び系統債権管理回収機構㈱に委託しているが、平成19事業年度においては、過去の資金援助で買い取った資産についての債権回収額は約 2,376 百万円であった。これらの債権回収や不動産処分に当たっては、一括売却等により迅速な回収等や処分手法の多様化を図っている。

#### ④ 管理人業務等検討委員会

機構では、定額保護下の司法手続を活用した組合の破綻処理において、機構が管理人に選任された場合に担当する業務等の適正かつ迅速な遂行を確保するため、平成15年11月に倒産法制に精通した弁護士等で構成する「管理人業務等検討委員会」を設置した。

平成19事業年度においては、顧問弁護士、全国系統団体関係者等の参加のもと、当委員会において組合の破綻処理を想定した説明会リハーサル、組合の事業に関する検討会等を開催し、初動時における対応等について検討を行った。

#### ⑤ 貯金保険制度説明会の開催

機構は、定額保護下における破綻処理スキーム等について各都道府県の行政担当者及び系統団体担当者の理解を深めるため、貯金保険制度説明会を実施している。

平成19事業年度においては、各都道府県の行政担当者に対して、平成19年12月10日、現在、機構が検討を進めている破綻処理スキームの概要に加え、司法・行政手続等の説明会を、系統団体担当者に対しては、平成19年12月11日、同スキーム及び破綻後の窓口業務等の実務面の概要についての説明会を開催した。

### (3) 立入検査

機構は、平成19事業年度においては、農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）第117条第6項第2号の立入検査を8農協、3漁協、計11組合に対して実施した。（P40（資料5）「立入検査の実施状況」参照）

### (4) 破綻処理に関する機構システムの整備（見直し・開発等）

組合が破綻した場合に、迅速かつ円滑に多数の貯金者に対して、貯金の払戻し等を実施するためには、次に掲げる①～③のシステムが必要とされているところであり、平成19事業年度においては、各々のシステムに関して、以下の取り組みを行ったところである。

#### ① 付保貯金払戻・貯金等債権買取システム

名寄せ等の実施に当たり必要とされるシステムであり、より一層の効率化及び利便性向上を図る観点から、関係機関との組合提出データの編集項目見直し等に係る検討結果を踏まえ、所要のシステム修正を実施した。

#### ② 貯金管理システム

資金援助額の算定及び裁判所への機構債権額の届出など、行政・司法手続きの実施に当たり必要とされるシステムであり、プログラム開発の前提となる基本設計を完了した。

（なお、本システムの開発完了は、平成20事業年度とされており、当該年度においては、詳細設計・プログラム開発等に取り組むこととしている。）

### ③ 弁済金支払管理システム

民事再生法における再生計画に基づく、弁済開始に当たり必要とされるシステムであり、平成20事業年度以降の本格的な検討・プログラム開発に向け、事前に課題・検討項目の抽出に着手した。

(なお、本システムの開発完了は、平成21事業年度とされており、平成20事業年度においては、基本・詳細設計等に取り組むこととしている。)

### (5) 管理人制度等実務研修会の開催

機構が想定する民事再生法を活用した組合の破綻処理においては、平常時にはない付保・非付保混在貯金の分割、貯金者からの相殺及び概算払等の具体的な実務処理を民事再生法等の制約の中で円滑に実施することが必要とされている。

このため、機構では平成19事業年度において、組合破綻時にこれらの実務処理を担う管理人団を構成することが予定される系統団体職員等を対象に、都道府県別に15回管理人制度等実務研修会を開催した。

### (6) 広報・調査研究活動

#### ① 広報、情報公開等

機構は、貯金保険制度が広く貯金者等に理解されることが重要であるとの認識のもと、リーフレット及びポスター等を活用した広報活動を展開してきた。

また、平成19年12月には、17年4月版の「貯金保険制度の解説」にそれ以降の関係法令改正などに伴う所要の見直しを加え、19年12月版として改訂し、ホームページ等も通じて情報提供を行った。

#### ② 貯金保険制度の調査研究の実施

資金援助業務等の適正かつ円滑な実施の参考に供するため、平成19事業年度においては、米国の預金保険制度等に関する資料の収集、翻訳を行った。

また、「2005年連邦預金保険改革法」に基づく施行規則が制定されたことにとともに、その概要について翻訳を実施するとともに、19年10月の機構運営委員会懇談会において、「米国の新たな預金保険料システム」についての報告を行った。

### Ⅲ. 庶務事項

#### 1. 運営委員会等の開催

平成19事業年度において、次のとおり運営委員会を2回開催した。

- (1) 第1回は、平成19年6月20日に「平成18事業年度決算について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (2) 第2回は、平成20年3月19日に「平成20事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (3) このほか、運営委員会懇談会を10回開催した。このうち、6月及び3月については、運営委員会と併行して懇談会を開催した。

#### 2. 役員等の異動

運営委員会委員の異動内容については、全員が平成19年8月31日付けで任期満了となり、翌9月1日付けで、新たに泉田洋一委員、倉光一雄委員、松本浩志委員が任命されるとともに、岩本繁委員、小松勉委員、照山光一委員、向井地純一委員が再任された。

### Ⅳ. 損益の状況

平成19事業年度における一般勘定の収益は、保険料収入 12,054 百万円、資金援助事業収入 4 百万円、協定債権回収会社事業収入 1,464 百万円、資産運用収入 2,189 百万円、貸倒引当金戻入 2,798 百万円など、総額 18,519 百万円となった。

一方、費用は、資金援助事業費 16 百万円、一般管理費 509 百万円、貸倒引当金繰入 2,798 百万円となり、総額 3,325 百万円となった。

この結果、収益総額が費用総額を 15,194 百万円上回り、これを全額責任準備金に繰り入れたことから、平成19事業年度末における一般勘定の責任準備金の額は、256,271 百万円となった。

(第1表)

## 平成19事業年度損益

一般勘定		(単位:百万円)
目	金額	
保険料収入	12,054	
資金援助事業収入	4	
協定債権回収会社事業収入	1,464	
資産運用収入	2,189	
貸倒引当金戻入	2,798	
その他	7	
収益計	18,519	
資金援助事業費	16	
一般管理費	509	
貸倒引当金繰入	2,798	
その他	0	
費用計	3,325	
責任準備金繰入	15,194	
19事業年度末責任準備金残高	256,271	

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

(第2表)

## 一般勘定

## 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	255,993,281	流動負債	4,533
現金・預金	9,350,304	未払金	3,013
有価証券	246,296,082	預り金	1,519
仮払金	14,370	固定負債	256,357,704
前払費用	5,773	責任準備金	256,271,813
未収収益	326,729	退職給与引当金	85,890
未収金	22	(負債合計)	256,362,237
固定資産	668,956	資本金	300,000
資金援助事業資産	591,091	政府出資金	75,000
貸付金	617,000	日本銀行出資金	75,000
求償権	2,747,780	民間出資金	150,000
貸倒引当金	△ 2,773,689	(資本合計)	300,000
協定債権回収会社事業資産			
協定債権回収会社貸付金	14,000		
被管理農水産業協同組合貸付金	0		
貯金等払戻資金貸付金	25,248		
貸倒引当金	△ 25,248		
有形固定資産	18,071		
建物	16,716		
工具・器具・備品	1,354		
投資その他の資産			
敷金・保証金	45,794		
資産合計	256,662,237	負債・資本合計	256,662,237

(注) 各計数は、単位未満切捨て。



## 損 益 計 算 書

(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	18,519,221	経常収益	18,519,221
資金援助事業費		保険料収入	
資産買取業務委託費	16,051	保険料	12,054,080
過年度保険料払戻金	393	資金援助事業収入	
一般管理費	509,627	受取利息	4,416
一般管理費	490,766	協定債権回収会社事業収入	1,464,626
退職給与引当金繰入	16,809	協定債権回収会社納付金収入	1,462,346
減価償却費	2,051	協定債権回収会社貸付金利息収入	2,279
責任準備金繰入	15,194,211	資産運用収入	2,189,476
貸倒引当金繰入	2,798,937	貸倒引当金戻入	2,798,936
当期利益金	0	事業外収益	7,685
合 計	18,519,221	合 計	18,519,221

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

### ○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 有形固定資産の償却は定額法。減価償却累計額 10,703 千円。
3. 貸倒引当金は、破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額を計上。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上。

上記以外の債権については、合理的と認める貸倒率に基づき計上。

4. 退職給与引当金は、役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上。
5. 責任準備金は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第 15 条第 1 項に基づき保険料、受取利息等の収益の合計額から保険金、資金援助費用、その他の費用の合計額を控除した金額を積立。
6. 消費税の会計処理方法は税込方式。

## 第2章 貯金保険制度及び貯金保険機構の概要

### I. 貯金保険制度の趣旨

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協、水産加工協、信農連、信漁連、水産加工連、農林中金をいう。）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、機構が保険金の支払いと貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合（主として信用事業に起因して経営が困難となった組合に限る。）に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

なお、この貯金保険制度の根拠法令等は次のとおりである。

- ・農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年7月16日法律第53号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年7月16日政令第201号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年7月16日大蔵省令・農林省令第1号）
- ・農水産業協同組合の再生手続きの特例等に関する法律（平成12年5月31日号外法律第95号）
- ・農水産業協同組合の再生手続きの特例等に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第32号）

### II. 貯金保険制度の概要

#### 1. 対象組合

この制度の対象となる組合は、次のとおりである。これらの組合が対象貯金等を受け入れた時点で、機構、組合及び貯金者の間で自動的に保険関係が成立することとなる。

- ・農業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・信用農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・信用漁業協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・水産加工業協同組合連合会（信用事業を行う連合会に限る。）
- ・農林中央金庫

（注）銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会は、「預金保険制度」に加入。証券会社は「投資者保護基金」、生命・損害保険会社は「保険契約者保護機構」に加入。

## 2. 対象貯金等

貯金保険の対象となる貯金等の範囲は、次のとおりである。

- イ. 貯金、ロ. 定期積金、ハ. 元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含む。）
- ニ. 農林債（保護預り専用商品に限る。）及びこれらの貯金等を用いた積立・財形貯蓄商品、ホ. 確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等

ただし、次の貯金等は対象から除外される。

- イ. 外貨貯金、ロ. 譲渡性貯金、ハ. 特別国際金融取引勘定において経理された貯金（いわゆるオフショア貯金）、ニ. 日本銀行からの貯金（国庫金を除く。）、ホ. 対象組合その他の金融機関からの貯金（確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等を除く。）、ヘ. 機構からの貯金、ト. 無記名貯金、チ. 他人（仮設人を含む。）名義貯金、リ. 導入貯金、ヌ. 元本補てん契約のない金銭信託、ル. 農林債（保護預り専用商品除く。）

## 3. 貯金保険制度による保護の範囲

### (1) 貯金等の保護

組合が破綻したとき、付保貯金の額は、平成14年12月の貯金保険法の改正により、平成17年4月以降は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金をいう。）に該当するものは全額保護（恒久措置）となり、それ以外の貯金等については1組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。

保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金等並びにこれらの利息等については、破綻組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。

貯金保険の対象貯金等	決済用貯金（注1）	全額保護
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	合算して元本1,000万円までとその利息等（注3）を保護 1,000万円を超える部分は破綻組合の財産の状況に応じて支払い（一部カットされることがある。）
対象外貯金等の	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	保護対象外 破綻組合の財産の状況に応じて支払い（一部カットされることがある。）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものをいう。

（注2）納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当する。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護される。

## （2）決済債務の保護

平成14年12月の貯金保険法の改正により、平成15年4月以降、決済債務が全額保護されることとなった。

決済債務とは、組合が行う資金決済に係る取引（為替取引、手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の提示に基づき行われる取引、組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引）に関し組合が負担する債務であり、例えば、組合が破綻前に顧客から振込みの依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

（注）組合自身や金融業を営む者（※参照）の委託に起因する取引による債務は、原則として決済債務に該当しない。ただし、組合が業として行う取引に関する債務でない場合等は、決済債務に該当する。

なお、決済債務のうち決済用貯金として経理されていないものを「特定決済債務」という。例えば、決済債務のうち、組合貯金や仮受金等として経理されているものが、これに該当する。

### （※）金融業を営む者

農水産業協同組合、銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

## 4. 保険料

### (1) 保険料の納付

貯金保険対象組合は、毎年6月30日までに機構に納付することが義務付けられている。保険料は、機構が行う資金援助や保険金支払いの業務の原資となるものである。

なお、機構は、保険料の受入れ事務を信農連、信漁連及び農林中金に委託して行っている。

### (2) 保険料の額

保険料は、前年度の貯金保険対象貯金等の残高（平成14事業年度から、それまでの前年度末日の残高から前年度各営業日の残高の平均に移行。）に保険料率を乗じた額である。

### (3) 保険料率の決定

保険料率は、運営委員会の議決を経た上で、主務大臣（農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官（内閣総理大臣による法定委任）をいう。）の認可を受けて決定し、公告することになっている。

#### ○保険料率の推移

	保 険 料		
	一般保険料①	特別保険料(注1)②	
昭和48事業年度(制度発足時)～	0.006%	なし	
昭和61事業年度	0.010%	なし	
昭和62事業年度	0.011%	なし	
昭和63事業年度～	0.012%	なし	計(①+②)
平成8事業年度～	0.018%	0.012%	0.030%
平成13事業年度	特定貯金（注2）	その他貯金等	0.012%
	0.018%	0.018%	
平成14事業年度	0.034%	0.017%	なし
平成15事業年度	決済用貯金	一般貯金等	なし
	0.034%	0.017%	
平成16事業年度以降	0.017%	0.014%	なし

(注1) 平成8事業年度から13事業年度までの間に限定（貯金保険法附則第10条第1項）。

(注2) 当座貯金、普通貯金及び別段貯金をいう。

### (4) 近年の保険料率を巡る動き

保険料は、平成8事業年度から平成13事業年度までは、一般保険料と特別保険料の2

種類あったが、平成13事業年度限りで特別保険料は廃止された。

(注1) 特別保険料は、貯金等の全額保護の特例措置(平成8事業年度から平成13事業年度の間)に対応するため、ペイオフコスト(貯金者に保険金を支払った場合に機構が負担することとなると見込まれる費用をいう。以下同じ。)を超える資金援助(特別資金援助)の実施等を行うことを目的に特別に設けられた勘定の原資。貯金保険対象組合は、特別保険料(料率は政令によって対象貯金残高に対し0.012%と定められていた)を納付することが義務付けられていたもの。

平成14事業年度の保険料率については、「特定貯金」が引き続き全額保護される一方、「その他貯金等」が定額保護(元本1,000万円までとその利息等が保護対象。)に移行する中で、貯金保険法や平成11年12月の金融審議会の答申の趣旨を勘案し、「特定貯金」は0.034%に、「その他貯金等」は0.017%と定められた。

(注2) この場合、保険料の合計額は、特定貯金の残高に0.034%を乗じたものとその他貯金等の残高に0.017%を乗じたものの合計額となる。

このため、組合が負担する全体としての実効料率は、0.030%(それぞれの貯金残高による加重平均)となる。

平成15事業年度の保険料率は、平成14年12月に改正された貯金保険法の規定により、新たに定められることとなった。ただし、平成15事業年度と平成16事業年度の2年間は、平成14事業年度まで全額保護となっていた「特定貯金」が「決済用貯金」とみなされて引き続き全額保護され、これまでの「その他貯金等」が「一般貯金等」となり定額保護されるなど、貯金保護の枠組は実質的に平成14事業年度と同様となった。

このため、「決済用貯金」と「一般貯金等」の料率格差の設定については、連続性にも配慮しつつ、貯金保険法の趣旨等を勘案し、「決済用貯金」は0.034%、「一般貯金等」は0.017%と定められた。

平成16事業年度以降の保険料率については、これまでの組合の破綻の状況及び機構の財政状況等を勘案し、「決済用貯金」は0.017%に、「一般貯金等」は0.014%と定められている。

## 5. 組合の破綻処理

### (1) 定額保護下における破綻処理方式

破綻処理の方法には、保険金を直接各貯金者等に支払う方式(ペイオフ方式)と、救済組合に破綻した組合の信用事業の全部又は一部を譲渡し、資金援助を行う方式(資金援助方式)があるが、平成11年12月の金融審議会答申では、「金融機関が破綻した場合には、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要であり、金融機関の破綻処理方式としては、資金援助方式の選択を優先し、保険金支払いの発動は出来るだけ回避すべきである」との破綻処理の基本的な方針が示されている。このことから、定額保護下におい

ても、全額保護下と同様、資金援助方式の選択を優先することになるが、付保貯金以外の貯金や一般債権は、破綻組合の財産の状況に応じて弁済されることから、貯金者や債権者の平等を保ち、資産の流出を防ぐために、組合の事業に制約を課して財産を保全することが必要である。そのため、定額保護下の破綻処理は、裁判所の監督下に置かれる倒産法制を活用することとなり、時間的にも制約を受けることから、全額保護下での破綻処理以上に困難を伴うことが想定される。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキーム及び管理人業務について、以下の方向で検討している。

## (2) 資金援助方式の概要

資金援助とは、組合が破綻した場合、倒産法制下で、信用事業譲渡、合併等を行う救済組合に対し、機構がその合併等を容易にするようペイオフコストの範囲内で金銭の贈与等を行うものである。資金援助によって、合併等は円滑に行われ、破綻組合の付保貯金が救済組合に引き継がれ保護されることとなる。資金援助としては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証、債務の引受け、優先出資等の引受け等、損害担保（いわゆるロスシェアリング。）の7つの方法が定められている。

なお、これらの処理は、実務的には破綻組合の管理が管理人により行われていることを前提としている（③参照）。

### ① 民事再生法の適用

定額保護下においては、付保貯金以外の貯金等や債権については、破綻組合の財産に応じた弁済がなされる。このため、組合の破綻に際しては、これらの貯金者や債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、貯金等の払戻しなどの組合の業務に制約を課して財産を保全することが必要であり、そのために倒産法制を利用することとなる。具体的には、破綻組合について民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所の監督の下で、付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡するとともに、それ以外の貯金等や債権について破綻組合の財産に応じて弁済を行うことが想定されている。

### ② 基本スキーム概要

破綻処理スキームの前提としては、付保貯金の算定（名寄せ）・資産切分け作業等の十分な事前準備ができない場合を想定している。

ア. 破綻直後に、破綻組合と救済組合との間で「6ヶ月を目処に付保貯金、決済業務及び健全資産を救済組合へ移転すること」を主たる内容とする、信用事業譲渡に関する基本合意書を締結する。

イ. 破綻組合は民事再生手続開始申立を行い、付保貯金算定作業後に、付保貯金の払戻しや決済業務、融資業務を再開、継続する。

ウ. また、資産の切分け作業を実施し、6ヶ月を目処に救済組合へ付保貯金と健全資産を譲渡するが、付保貯金以外の貯金や一般債権者に対する債務については残

余財産に応じ、民事再生計画に基づいて弁済される。

### ③ 管理人による管理

組合の破綻発生と同時に、都道府県知事（破綻組合が信農連、信漁連の場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官。以下同じ。）から管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）が発動され、破綻組合の管理を行う管理人が選任される。

破綻組合を代表し、業務の執行や財産の管理・処分等を行う権利は、管理人に専属することとなり、管理人の想定される主な業務は以下のとおりである。

ア. 破綻直後、破綻組合は救済組合と信用事業譲渡に関する基本合意書を締結する。

イ. 民事再生手続開始申立を行う。

ウ. 破綻が週末金曜日に発生したとすれば、土曜日から日曜日までの間に、月曜日からの業務再開に向けて以下のような準備を行う。

- ・ 外部チャネルの一斉閉塞、名寄せによる付保貯金算定作業、付保貯金の払戻し準備、保護しない決済債務の抽出、貯金者申出による相殺等の新たな業務への準備等
- ・ 破綻組合職員に対する今後の業務体制等の指導
- ・ 経営体制の見直し、諸商品の見直し
- ・ 融資基準の見直し
- ・ 顧客の混乱防止を目的とした広報の徹底

エ. 月曜日に付保貯金払戻しや決済業務、融資業務を再開。店頭混乱防止を図る。

オ. 貸出資産等の資産切り分け作業を実施する。

カ. 6ヶ月後を目処に付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡し、不良資産はサービサーへの売却や協定債権回収会社への買取り委託により処分する。

キ. 約1年後に、破綻組合の残余財産は再生計画に基づき弁済される。

ク. この間、旧経営者に対する経営破綻の責任を明確にするための民事上の提訴や刑事上の告発を行う一方、裁判所、都道府県、関係外部機関及び機構本体を相手方とする多数の業務を行う。

なお、管理人は、通常、弁護士、公認会計士、農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、機構等から選任される。

### ④ 資金援助の態様

資金援助の制度には、以下のようなものがある。

ア. 救済組合に対する資金援助

救済組合に対し付保貯金や健全資産等を内容とする信用事業の一部を譲渡する場合や付保貯金を移転する場合に、金銭の贈与等の資金援助ができる。その際、救済組合に譲渡することができない不良資産について、救済組合と破綻組合の連名で機構に資産の買取りを申し込むことができる。

なお、このほか、機構として、相互援助取決めにより援助を行う連合会等（農水産



業協同組合連合会及び農林中金をいう。)に対し、また、農林中金の指導に基づき行われる合併等(付保貯金の移転を除く。)について支援業務を行う指定支援法人(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)第32条第2項に規定する指定支援法人をいう。)に対し、それぞれ資金援助を行う途も開かれている。

#### イ. 破綻組合に対する資金援助

破綻組合が救済組合に対して信用事業の一部譲渡又は付保貯金の移転を行う場合、破綻組合には事業譲渡されなかった資産と負債が残ることとなる。その際、事業譲渡されなかった負債に係る債権者が当該信用事業譲渡によって不利益を被らないよう機構が破綻組合に対し資金援助(金銭の贈与に限る。)を行うことができることとされている(注)。

具体的には、信用事業の一部譲渡によって破綻組合の資産が減少し、破綻組合に残される債権者に対する弁済率が信用事業譲渡前における当該債権者に対する予想弁済率と比較して低下してしまう場合に、これを避ける目的で機構が破綻組合に対し金銭の贈与を行うことができる。

(注) 貯金保険法では、これを「破綻農水産業協同組合の債権者間の衡平を図るため」と表現している。

#### ウ. 追加的資金援助

信用事業譲渡や合併等において当初資金援助を行った後、未確定再生債権の全容が判明する等した段階で、救済組合から追加的資金援助の申込みを受けた場合に、機構は、追加的資金援助を決定することができる。

### ⑤ 資金援助の手順

都道府県知事による合併等に関する適格性の認定(注)又は合併等のあっせんを受けた救済組合は、機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助の可否及び資金援助の額その他資金援助を行うに当たり必要と認められる事項を決定し、主務大臣の認可を受ける。機構は、この決定をしたときは、救済組合と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

(注) 適格性の認定は、次の4条件をすべて満たす場合に限り、行うことができることとされている。

- ・当該合併等が行われることが貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- ・機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること。
- ・当該合併等に係る破綻組合について合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻組合が信用事業を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- ・機構による資金援助が、救済組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために

活用されることが確実であると認められること。

### (3) 保険金の支払方式の概要

#### ① 保険事故

機構による保険金支払の原因となる保険事故には、次の2種類があり、保険金の支払いは保険事故が発生した組合の貯金口座の名寄せ(貯金者ごとの付保貯金額の算定)等の準備が整い次第、貯金者からの請求に基づいて行われる。

##### 第一種保険事故 組合の貯金等の払戻しの停止

この場合、機構は、保険事故発生日から1か月以内(必要に応じて1か月以内で延長が可能)に、保険金の支払いを行うかどうかについて、運営委員会の議決を経て決定する。

##### 第二種保険事故 組合の解散の議決に係る認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散

この場合、機構の決定を要することなく、当然に保険金の支払いが行われる。

(注) 法定解散とは、組合が組織を維持するために必要な法定会員数又は組合員数が欠けたことによって解散すること。

#### ② 保険金の支払い

貯金者に支払われる保険金の額は、保険事故発生日に当該組合に預入している保険対象となる貯金等の元本とその利息等の合計額で、元本の額は、決済用貯金は全額、一般貯金等は1貯金者当たり1,000万円までと定められている(ただし、担保貯金等については、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまで支払を保留できることとされている。)

機構は、第一種保険事故が発生した場合、保険金の支払い及び公告事項(保険金の支払期間、支払場所、支払方法及び支払取扱時間等)を運営委員会の議決を経て決定し、保険金の支払いに関する公告事項を官報への掲載並びに破綻組合等の店頭への掲示等の方法により公告し、貯金者に周知徹底を図ることになっている。

また、第二種保険事故の場合には、運営委員会の議決を経ることなく保険金を支払うこととなるので、機構は周知すべき事項を定め、公告することになる。

なお、機構の保険金の支払方法には、貯金者に直接現金等により支払う方法のほか、円滑かつ迅速な支払事務処理や現金取扱いのリスク回避の観点から、他の健全な金融機関に、機構が保険金支払相当額の普通預貯金を設定し、これを貯金者に譲渡する方法もある。

### (4) 仮払金の支払い

#### ① 仮払金の趣旨

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払開始又は付保貯金の払戻しまでにかかりの日数を要すると見込まれるような場合、破綻組合の貯金者等の当座の生活資金等に充

てるため支払われるものである。機構が仮払金の支払いを行うためには、保険事故発生の日から1週間以内に、運営委員会の議決を経て仮払金を支払う旨の決定することが必要とされている。

## ② 仮払金の金額等

仮払金は、各貯金者の普通貯金（元本部分）について、1口座につき60万円を限度として支払われるが、後に保険金等が支払われる時には、この仮払金支払額はその貯金者等の保険金の額等から控除されることになる。

なお、仮払金を支払う場合には、公告等について保険金の支払いと同様の手続きをとることとなっている。

## (5) 保険金及び仮払金支払いの実績

制度発足以来、保険金及び仮払金の支払いの実績はない。

## (6) 保険金及び仮払金の支払業務の委託

機構は、保険金及び仮払金の支払を決定したときは、組合その他の金融機関に対して、保険金及び仮払金の支払その他これに附随する業務を委託することができる。

## (7) その他の貸付け業務

### ① 貯金の払戻しのための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻組合に対し、機構は運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、貯金の払戻しのために必要な資金の貸付けを行うことができる。

### ② 決済債務の弁済のための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻組合に対し、機構は運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、決済債務の弁済のために必要な資金の貸付けを行うことができる。

### ③ 資産価値の減少防止のための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合（再生手続開始の申立後のものに限る。）又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻組合に対し、機構は、運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、資産価値の減少防止のために必要な資金の貸付けを行うことができる。

## (8) 貯金等債権の買取り

貯金等債権の買取りは、保険事故の発生した組合の付保貯金以外の貯金等（保険対象貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び外貨貯金並びにこ

これらの利息等)を、貯金者等からの請求に基づいて、機構が概算払額(保険事故発生日における貯金等の額に保険事故が発生した組合の破産配当見込額等を考慮して決定した一定の率(概算払率)を乗じた金額)に相当する金額で買取る制度である。この制度によって、貯金者は弁済金・配当金の受取りを待たずに、事実上前倒しでその一部の回収が可能となる。

この概算払は、資金援助方式及び保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。

なお、機構では、買い取った貯金等債権の回収額が、買取りに要した費用を控除しても、概算払額を超えるときは、その超える部分の金額を貯金者に追加的に支払うこととなっている(精算払)。

機構が貯金等債権の買取りを行う場合には、概算払率について運営委員会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所及び支払方法等を定め、公告することになっている。

○組合が破綻した場合の貯金等の取扱いの概念図

(太線内が貯金保険によって保護される)

貯金等の分類			1,000万円まで	1,000万円超		
貯金 保 険 の 対 象 貯 金 等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金 (注1)	<b>全額保護</b> 元本全額を保護			
	定期貯金、定期 積金、農林債(ワ リノーワイドの 保護預り専用 商品)等	一般貯金等	<b>定額保護</b> 元本1,000万円 までとその利 息等(注2)を 保護	<b>概算払</b> 元本1,000万円を超える 部分及び外貨貯金とこ れらの利息等×概算払 率	<b>精算払</b>	一 部 カ ッ ト の 可 能 性
対 象 外 貯 金 等	外貨貯金	譲渡性貯金、農林債(ワ リノーの保護預り専用 商品以外の商品)等	破綻組合の財産の状況に応じて支払い			

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たすものをいう。

(注2) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護される。

(9) 再生特例法に基づく手続

機構は、再生特例法により、破綻した組合の再生・破産手続を円滑に進めるため、貯金者

に代わって、再生・破産債権の届出（貯金者表を作成の上、裁判所に提出）、再生計画案に関する議決権の行使などを行うことになっている。

機構が議決権を行使するときは、同意しようとする再生計画案の内容をあらかじめ貯金者等に通知・公告する。

#### (10) 協定債権回収会社

機構は、債権回収会社との間で協定を締結し、その協定を実施するため各種業務を行うことができることとされている。

具体的には、協定債権回収会社に対し、

- ① 協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと、
  - ② 協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた損失の補填を行うこと、
  - ③ 協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、協定債権回収会社からの申込みに基づき、資金の貸付け又は資金の借入れに係る債務の保証を行うこと、
  - ④ 協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた利益の納付を受けること、
  - ⑤ 回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと
- 等ができる。

#### (11) 金融危機への対応のための業務

主務大臣（この場合は、農林水産大臣及び内閣総理大臣をいう。）は、次の①又は②の措置を講じなければ、我が国又は当該組合が業務を行っている地域の信用秩序維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（内閣総理大臣が議長）の審議を経て、当該措置を講ずることができる。

- ① 組合（②の組合を除く。）の自己資本充実のために行う機構による優先出資の引受け等
- ② 破綻又は債務超過の組合に対し、保険金の支払いに必要な費用の額を超える額の機構が行う資金援助（この場合は、組合に対し、管理を命ずる処分が行われる。）

なお、金融危機への対応のための業務に必要な財源としては、組合の負担金（負担金で不足するときは政府の補助）及び借入金（借入限度額：1,000億円（国会の議決による政府の債務保証あり。））を充てることとされている。

## 6. 立入検査業務

貯金保険法では、同法の円滑な実施を確保する観点から、主務大臣（この場合は、農林水産大臣、金融庁長官）又は都道府県知事が必要があると認める場合には、機構に組合に対する立入検査を行わせることができると規定されている。

機構が行うことができる立入検査は、貯金保険法第117条第6項に規定されており、

- ① 保険料の納付が適正に行われていること（同項第1号）、
- ② 組合に義務付けられている名寄せのためのデータベース及びシステムの整備が講ぜら

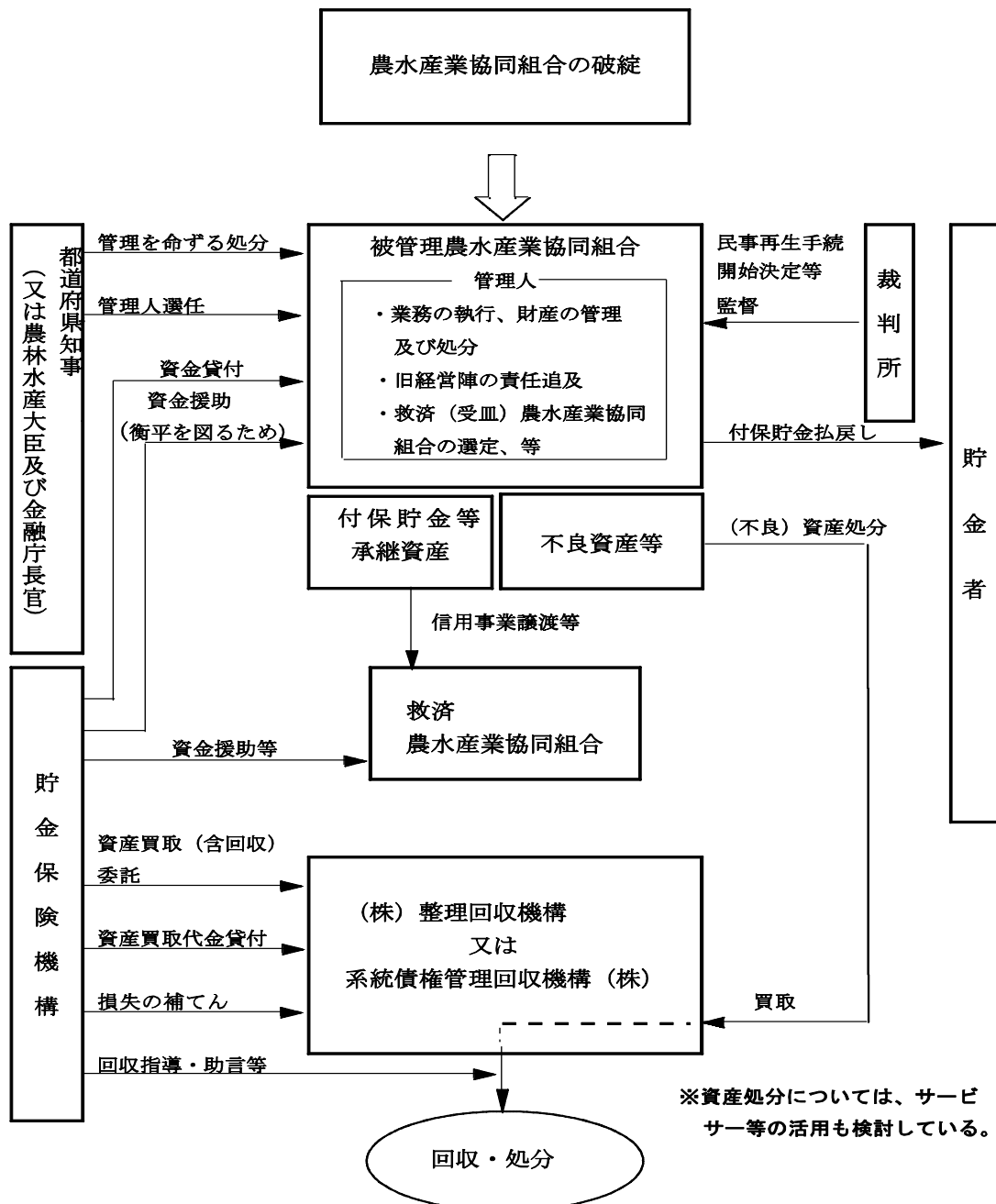
れていること、また、支払対象決済用貯金に係る保険金の支払又はその払戻しが円滑に行われるよう機構による名寄せ結果データを速やかに処理するためのシステムの整備が講ぜられていること（同項第2号）、

③ 組合が破綻したときの貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額（同項第3号）

の3項目となっている。

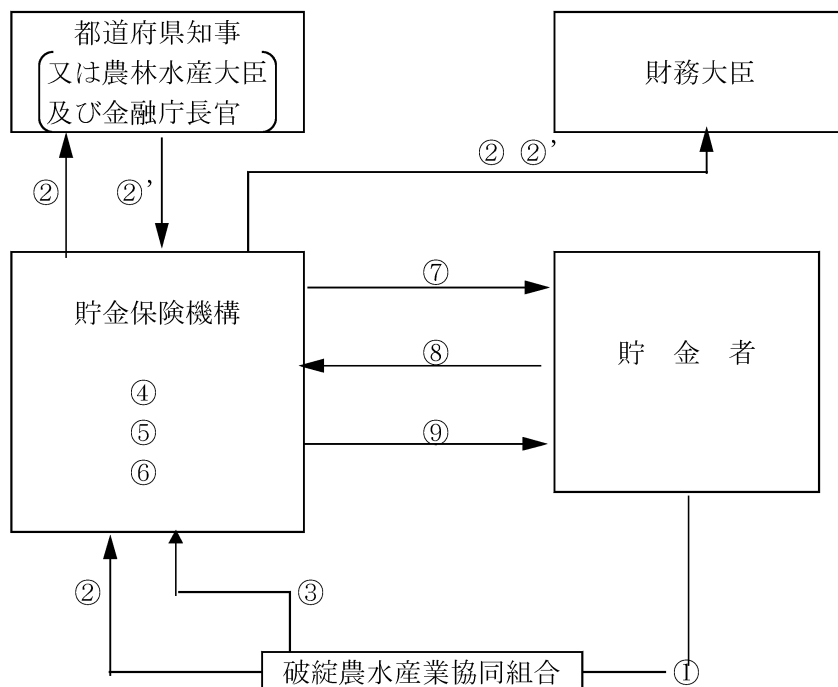
(図1)

資金援助方式による破綻処理フロー図（一例）



(図2)

保険金支払フロー図



- ① 保険事故の発生
  - ・農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）
  - ・農水産業協同組合の解散の認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散（第二種保険事故）
- ② 事故通知（破綻農水産業協同組合→貯金保険機構→農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣（及び都道府県知事））
- ②' 事故通知（都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官）→貯金保険機構→財務大臣）
- ③ 機構指定フォーマットによる貯金者データ等提出（破綻農水産業協同組合→貯金保険機構）
- ④ 保険金額計算（貯金保険機構）
- ⑤ 支払（注）・公告事項の決定（貯金保険機構）  
（注）農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）の場合のみ必要
- ⑥ 官報等の公告（貯金保険機構）
- ⑦ 支払通知（貯金保険機構→貯金者）
- ⑧ 支払請求（貯金者→貯金保険機構）
- ⑨ 保険金の支払（貯金保険機構→貯金者）

### Ⅲ. 貯金保険機構の組織等

#### 1. 設 立

機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月1日に設立された認可法人である。

#### 2. 資本金

資本金は当初から3億円で、その出資者、出資額は次のとおりである。

○政府・日本銀行・農林中金	22,500万円
(各7,500万円)	
○信農連等	6,750万円
○信漁連等	750万円

#### 3. 責任準備金

機構は、毎事業年度末の決算において、保険料及び資産運用収入等の収益から資金援助事業費及び一般管理費等の費用を差し引いた残額を全額責任準備金に繰り入れ、保険金等の支払及び資金援助に必要な資金として積み立てている。(P45(資料9)「被保険貯金残高と責任準備金の推移」参照)

#### 4. 借入金及び政府保証

機構は、金融危機への対応のための業務に係る借入金に加え、日本銀行又は農林中金等から2,000億円を限度に借入れを行うことができる。当該借入れについては、国会の議決を経た金額の範囲(予算)内で、政府保証を受けることができることとなっている。

#### 5. 運営委員会

機構の運営に関する重要事項の議決機関として「運営委員会」が設けられ、委員7人、機構の理事長(委員長)及び理事の9人で構成されている。委員は、農業、水産業、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から主務大臣の認可を受け、理事長が任命する。(P46(資料10)「運営委員、役員等一覧」参照)

※運営委員会の議決事項

- ① 定款の変更
- ② 業務方法書の作成及び変更
- ③ 予算及び資金計画
- ④ 決算
- ⑤ 保険料率の決定及び変更



- ⑥ 第一種保険事故に係る保険金支払の決定及び決定期限の延長の決定
- ⑦ 仮払金支払の決定
- ⑧ 保険金・仮払金支払の公告の決定（支払期間、支払場所、支払方法等）
- ⑨ 資金援助の決定
- ⑩ 決済債務の弁済のための資金の貸付けの決定
- ⑪ 貯金等債権買取りの決定
- ⑫ 概算払率の決定
- ⑬ 貯金等債権買取りに係る公告の決定（買取期間、買取場所、概算払額の支払方法、提出書類等）
- ⑭ 精算払に係る公告の決定（支払額、支払期間等）
- ⑮ 協定債権回収会社との協定内容の決定
- ⑯ 協定債権回収会社に対する出資額の決定
- ⑰ 協定債権回収会社に提示する資産の買取価格、損失の補てんその他の資産の買取りの委託に関する条件の決定
- ⑱ 協定債権回収会社に対する資金の貸付け又は協定債権回収会社による資金の借入れに係る債務の保証の決定
- ⑲ 貯金等の払戻しのための資金の貸付け、資産価値の減少防止のための資金の貸付けの決定
- ⑳ その他運営委員会が特に必要と認める事項

## 6. 役員

理事長及び監事（1人）は、主務大臣により任命され、理事（1人）は主務大臣の認可を受け、理事長が任命する。（P46（資料10）「運営委員、役員等一覧」参照）

## 7. 財務

毎事業年度の予算及び資金計画は、主務大臣の認可を受けて執行、実施することとなっており、決算は、事業年度終了後、主務大臣の承認を受けることとなっている。

なお、業務上の余裕金は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有、金融機関への預金等の方法で運用することとなっている。

(資料 1)

## 貯金保険制度の拡充・整備経過

項 目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項								
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年以降
1.対象金融機関〔法律〕	農協 漁協 水産加工協			6月 特定漁連(漁協から信用事業を譲り受けた信漁連)を追加			4月 信農連・信漁連・水産加工協連・農林中央金庫を追加			
2.資本金〔認可〕	300百万円 (政府 75 日銀 75 農中 75 信連等 75)									
3.保険料率〔認可〕	0.006%		61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	6月 0.018%			14年の保険料から平方式導入 特定貯金 0.018% その他貯金等0.018% (13年度まで)	特定貯金 0.034% その他貯金等0.017%	決済用貯金 0.034% 一般貯金等 0.017%	決済用貯金 0.017% 一般貯金等 0.014%
特別保険料〔政令〕				0.012%						
4.保険金支払〔法律〕	債務控除			6月 債務控除規定廃止 担保貯金の支払 保留	保留順序の変更		4月 保険対象に公金、金銭信託、農林債の一部を追加  特定貯金(当座・普通・別段貯金)は、15年3月末まで全額保護 1,000万円の元本及びその利息等		4月 決済用貯金の全額保護  特定貯金(当座・普通・別段貯金)は、17年3月末まで全額保護	
保険金支払限度額(1貯金者当たり)〔政令〕	100万円	6月 300万円	9月 1000万円							
5.仮払金支払〔法律〕			9月 導 入				4月 60万円			
同限度額(普通貯金1口座当たり)〔政令〕			20万円							
6.貯金等債権買取り〔法律〕					4月 導 入					
7.資金援助〔法律〕			9月 導 入 合併、信用事業再建措置に対する資金援助	6月 信用事業の全部譲渡に対する資金援助を追加	12月 新設合併に対する資金援助を追加	5月 救済組合等に対する劣後ローン供与を追加 経営困難組合からの資産の直接買取りを追加 信連子会社等による不良資産買取り支援を追加	4月 信用事業の一部譲渡、付保貯金移転に対する資金援助を追加 救済組合に対する優先出資の引受け、損害担保を追加 債権者間の衡平を図るための資金援助、追加的資金援助を追加 協定債権回収会社に対する資産の買取り・回収委託を追加 貯金等の払戻し資金の貸付け、資産価値減少防止のための資金の貸付けを追加	1月 指定支援法人に対する資金援助を追加		
8.決済債務の保護〔法律〕									4月 決済債務の全額保護の制度を導入 決済債務の弁済のための資金の貸付けの制度を導入	
9.借入金 政府保証〔法律〕			9月	6月		5月 導 入				
借入限度額〔政令〕	100億円		1,000億円	1,500億円			4月 2,000億円			
10.管理人制度〔法律〕							4月 管理人が、管理を命ずる処分を受けた組合の経営権を掌握する制度を導入			
11.金融危機への対応(システミック・リスク)〔法律〕							4月 システミック・リスク対策として優先出資の引受け等、ペイオフコスト超の資金援助の特例を導入 1,000億円			
システミック・リスク対応借入限度額〔政令〕										
12.貯金者代理制度〔法律〕							4月 貯金保険機構が、貯金者を代表して、再生手続又は破産手続に関する一切の行為ができる制度を導入			

※(注) 1. 上記に関連する金融制度調査会答申等  
 昭和45年 7月 「一般民間金融制度のあり方等」  
 昭和60年 5月 「金融自由化の進展とその環境整備」  
 平成 7年 12月 「金融システム安定化のための諸施策」  
 平成10年 1月 「金融システム安定化のための緊急対策」(政府・自民党)  
 平成11年 12月 「特別措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(金融審議会)  
 平成14年 9月 「決済機能の安定確保のための方策について」(金融審議会)  
 2. 6及び7については、貯金の全額保護のため、時限的措置として平成13年度末までの特例措置(貯金等債権の特別買取り、特別資金援助)を実施。

(資料 2)

## 平成19事業年度(第35事業年度) 主要業務日誌

年 月 日	摘 要
19. 4. 10	平成19事業年度管理人業務等検討委員会(第1回) (①貯金担当者説明会リハーサル[第1回]、②リハーサルの反省会)
19. 4. 18	平成19事業年度第1回運営委員会懇談会 (①組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針について、②JA 共済3カ年計画について、③JA貯金の動向について、④JF貯金・貸出 金の動向について)
19. 4. 23 ～25	管理人制度等実務研修会(茨城県) : 茨城県中央会、茨城県信連、全農茨城県本部、全共連茨城県本部
19. 4. 26 ～27	管理人制度等実務研修会(群馬県) : 群馬県中央会、群馬県信連
19. 4. 26	監事による現物監査
19. 5. 9 ～11	管理人制度等実務研修会(和歌山県) : 和歌山県中央会、和歌山県信連、全共連和歌山県本部、和歌山県経済 連
19. 5. 16	平成19事業年度第2回運営委員会懇談会 (①平成19年度における要改善JA制度に基づく指導について、②家計 の金融資産選択の変化と金融機関の対応について、③平成19年度におけ る貯金保険機構の重点取組事項について、④JA貯金の動向について、⑤ JF貯金・貸出金の動向について)
19. 5. 21 ～23	管理人制度等実務研修会(青森県) : 青森県中央会、青森県信連
19. 5. 23	農協系統「貯金等提出データ編集仕様」に係る合同検討会(第3回) : 農林中金等
19. 5. 30	監事による決算監査
19. 6. 6 ～ 8	管理人制度等実務研修会(岩手県) : 岩手県中央会、岩手県信連、全農岩手県本部、全共連岩手県本部
19. 6. 13	農協系統「貯金等提出データ編集仕様」に係る合同検討会(第4回)
19. 6. 20	平成19事業年度第1回運営委員会 (平成18事業年度決算について)
19. 6. 20	平成19事業年度第3回運営委員会懇談会 (①岡山県下JAの経営状況等及び清算組合の状況について、②JA貯金 の動向について、③JF貯金・貸出金の動向について)

年 月 日	摘 要
19. 6. 27	平成19事業年度管理人業務等検討委員会（第2回） （①融資担当者説明会リハーサル、②リハーサルの反省会）
19. 6. 28	平成18事業年度決算主務大臣承認
19. 6. 30	平成19事業年度保険料収納（保険料12,054百万円）
19. 7. 4 ～ 6	管理人制度等実務研修会（福島県） ：福島県中央会、福島県信連
19. 7. 11 ～13	管理人制度等実務研修会（大阪府） ：大阪府中央会、大阪府信連
19. 7. 18	平成19事業年度第4回運営委員会懇談会 （①沖縄県JAの経営状況等について、②JAの民事再生手続の課題等について、③JA貯金の動向について、④JF貯金・貸出金の動向について）
19. 7. 25 ～27	管理人制度等実務研修会（福井県） ：福井県中央会、福井県信連、全共連福井県本部、福井県経済連
19. 8. 2 ～ 3	管理人制度等実務研修会（富山県） ：富山県中央会、富山県信連、全農富山県本部、全共連富山県本部、富山信漁連、農林中金富山支店、富山県北陸農政局、富山県庁
19. 8. 10	農協系統「貯金等提出データ編集仕様」に係る合同検討会（第5回）
19. 8. 31	平成18事業年度決算官報公告
19. 8. 31	平成18事業年度行政コスト計算財務書類公表
19. 9. 4	平成19事業年度管理人業務等検討委員会（第3回） （①貯金担当者説明会リハーサル〔第2回〕、②リハーサルの反省会）
19. 9. 10 ～12	管理人制度等実務研修会（長崎県） ：長崎県中央会、全農長崎県本部、長崎漁連、農林中金長崎支店
19. 9. 19	平成19事業年度第5回運営委員会懇談会 （①大分県漁業協同組合の決算状況等について、②JFマリンバンクの経営状況等について、③JA貯金の動向について、④JF貯金・貸出金の動向について）
19. 9. 20 ～21	管理人制度等実務研修会（宮崎県） ：宮崎県中央会、宮崎県信連、全共連宮崎県本部、宮崎県経済連、宮崎漁連、富山信漁連、宮崎県庁
19. 10. 9 ～11	管理人制度等実務研修会（三重県） ：三重県中央会、三重県信連、全農三重県本部、全共連三重県本部

年 月 日	摘 要
19. 10. 17	平成19事業年度第6回運営委員会懇談会 (①米国の新たな預金保険料システムについて、②JAバンクの主要な取組課題について、③JA貯金の動向について、④JF貯金・貸出金の動向について)
19. 10. 19	中華民国中央在款保険公司業務處・陳處長来講(貯金保険制度の説明)
19. 11. 2	監事による中間監査
19. 11. 7 ～9	管理人制度等実務研修会(島根県・山口県) : 島根県中央会、島根県信連、全農島根県本部、全共連島根県本部、山口県中央会、山口県信連、全農山口県本部
19. 11. 28	平成19事業年度第7回運営委員会懇談会 (①合併促進法後の漁協対策(約450億円の漁協欠損金の処理スキーム)について、②わが国の金融システムの現状と課題について、③JF貯金の動向について、④JF貯金・貸出金の動向について)
19. 12. 10	貯金保険制度説明会(行政庁) (①貯金保険制度、②管理人制度、③定額保護下における組合の破綻処理④破綻処理における司法・行政手続きの流れ、⑤貯金者データに係る検査・整備上の留意点等)
19. 12. 11	貯金保険制度説明会(系統団体) (①定額保護下における組合の破綻処理、②破綻後の窓口業務、③貯金者データに係る検査・整備上の留意点等)
19. 12. 19	平成19事業年度第8回運営委員会懇談会 (①JA日生清算業務(民事訴訟)について、②JAおきなわの経営状況(仮決算)等について、③農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合間における事業連携促進方策について、④JA貯金の動向について⑤JF貯金・貸出金の動向について)
20. 1. 9	漁協系統「貯金等提出データ編集仕様」に係る事前検討会 : 全漁連等
20. 1. 10	平成19事業年度管理人業務等検討委員会(第4回) (JA共済事業について)
20. 2. 6 ～8	管理人制度等実務研修会(京都府) : 京都府中央会、京都府信連、全農京都府本部、全共連京都府本部、京都府電算センター
20. 2. 20	平成19事業年度第9回運営委員会懇談会 (①2008年度の組合金融の展望について、②当面のJA全国監査機構の取組について、③JA貯金の動向について、④JF貯金・貸出金の動向について)

年 月 日	摘 要
20. 3. 19	平成19事業年度第2回運営委員会 (①平成20事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算(案)について ②農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書の一部変更(案)について )
20. 3. 19	平成20事業年度第10回運営委員会懇談会 (①平成20年度における要改善JA制度(経営点検基準)に基づく指導 について、②JA貯金の動向について、③JF貯金・貸出金の動向につ いて)
20. 3. 31	平成20事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算の主務大臣認可

(資料 3)

## 資金援助実績一覧

(平成20年3月末現在)

運営委員会 議決日	契約日	要債却額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
昭和 62. 7. 27	昭和 62. 8. 1	610億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画22年) 毎年度 3. 50億円	田上農協 〔現:かごしま農協〕  〔資金援助先〕 鹿児島県信農連	鹿児島市農協	吸収合併
平成 4. 2. 17	平成 4. 2. 29	毎年度 全国 15. 00億円 地元 15. 00億円	第2期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 3. 50億円			
9. 3. 25	9. 4. 1	毎年度 全国 21. 25億円 地元 21. 25億円	第3期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 4. 96億円 (残り12年を5年に短縮)			
6. 3. 23	6. 4. 1	28. 83億円 毎年度 全国 1. 50億円 地元 1. 50億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画15年) 毎年度 0. 75億円	美野里町農協	新みのり信用農協  (トキワ園芸農協 の信用事業を 譲り受け)	吸収合併
11. 2. 18	11. 4. 1	24. 58億円 全国 12. 29億円 地元 12. 29億円	第2期 金銭贈与 6. 56億円 (11. 4. 1実施) (残り10年を一括処理)			
9. 3. 25	9. 4. 1	45. 95億円 全国 14. 56億円 地元 14. 60億円	金銭贈与 11. 90億円 (9. 6. 23実施)	なぎさ漁協 〔現:山口県漁協〕	黒井漁協	事業譲渡
9. 7. 4	9. 7. 15	135. 34億円 全国 45. 00億円 地元 85. 00億円	金銭贈与 36. 80億円 (9. 10. 1実施)	高松市中央農協 〔現:香川県農協〕	高松東部農協	事業譲渡
10. 3. 26	10. 4. 1	162. 40億円 全国 75. 50億円 地元 75. 50億円	金銭贈与 61. 80億円 (10. 4. 1実施)	桜井しき農協 〔現:奈良県農協〕	広陵町農協	吸収合併
11. 2. 18	11. 3. 1	72. 51億円 全国 14. 57億円 地元 29. 15億円	金銭贈与 11. 97億円 (11. 3. 1実施)	壬生町農協 都賀町農協 大平町農協 〔現:下野農協〕  〔資金援助先〕 栃木県信農連	栃木市農協	新設合併
	11. 4. 1		資金貸付 (信連子会社貸付) 19. 00億円 (11. 4. 1実施)			
11. 3. 26	11. 4. 1	53. 96億円 全国 23. 36億円 地元 23. 40億円	金銭贈与 20. 86億円 (11. 4. 1実施)	京都府信漁連	舞鶴信用漁協	事業譲渡
11. 3. 26	11. 4. 1	24. 25億円 全国 6. 28億円 地元 12. 56億円	金銭贈与 5. 86億円 (11. 4. 1実施)	魚津市農協	道下信用農協	吸収合併
11. 6. 22	11. 6. 30	19. 94億円 全国 5. 10億円 地元 10. 22億円	金銭贈与 4. 19億円 (11. 7. 1実施)	奄美農協	名瀬市農協 笠利町農協	事業譲渡 吸収合併
11. 6. 22	11. 8. 5	9. 28億円 全国 4. 31億円 地元 4. 84億円	金銭贈与 3. 53億円 (11. 9. 1実施)	長崎市新三重漁協	長崎市式見漁協	吸収合併
12. 3. 28	12. 4. 1	223. 56億円 全国 154. 00億円 地元 54. 70億円	金銭贈与 135. 00億円 (12. 4. 3実施)	東長崎農協 〔現:長崎西彼農協〕	長崎市農協	吸収合併
	12. 4. 20		劣後ローン 5. 00億円 (12. 4. 20実施)			

運営委員会 議 決 日	契約日	要 償 却 額 〔支援内訳〕	機 構 支 援 額	救 済 組 合	経 営 困 難 組 合	救 済 方 法
13. 2. 22	13. 3. 30	33. 91億円 全国 20. 29億円 地元 12. 00億円	金銭贈与 17. 35億円 (13. 4. 2実施)	阿武萩地区12漁協 (三見、萩市玉江浦、 萩、萩越ヶ浜、 萩市大井湊、 萩市大島、見島、 宇津、奈古、宇田郷、 須佐、江崎) 〔現:山口県漁協〕	萩小畑漁協 大井浦漁協	新設合併 (山口県 阿武萩地区 単一漁協)
13. 7. 24	13. 7. 31	107. 98億円 全国 49. 59億円 地元 49. 60億円	金銭贈与 40. 57億円 (13. 8. 13実施)	阿寒町農協 〔現:阿寒農協〕	釧路市農協	吸収合併
	13. 8. 13		劣後ローン 2. 50億円 (13. 8. 13実施)			
	13. 7. 31		資産買取り 1. 95億円 (13. 7. 31実施)			
13. 12. 11	13. 12. 18	359. 88億円 全国 242. 52億円 地元 88. 00億円	金銭贈与(特別資金援助) 212. 47億円 (14. 1. 4実施) (返還後 207. 28億円)	岡山県信農連 〔18.3.31 解散〕	日生町信用農協	事業譲渡
	13. 12. 17		資産買取り 30. 31億円 (13. 12. 17実施)			
14. 1. 23	14. 1. 31	13. 17億円 全国 10. 27億円 地元 -	金銭贈与(特別資金援助) 7. 93億円 (14. 2. 5実施) (返還後 7. 34億円)	湧別農協 芭露農協  〔現:湧別町農協〕	湧別町畜産農協	新設合併
	14. 2. 13		劣後ローン 1. 17億円 (14. 2. 13実施)			
14. 3. 13	14. 3. 25	348. 87億円 全国 248. 11億円 地元 33. 03億円	金銭贈与(特別資金援助) 222. 55億円 (14. 4. 9実施) (返還後 221. 55億円)	沖縄県19農協 (伊江村、サンライズ、 宜野湾市、浦添市、 首里、真和志、小禄、 豊見城村、糸満市 おきな、南風原町、 津嘉山、渡嘉敷村、 粟国村、南大東村、 北大東村、宮古郡、 下地町、伊良部町) 〔現:沖縄県農協〕	やんばる農協 伊平屋村農協 伊是名村農協 ゆいな農協 沖縄市コザ農協 島尻東農協 久米島農協 八重山郡農協	新設合併 (県単一農協)
	14. 3. 22		資産買取り (6農協:やんばる、ゆいな、 沖縄市コザ、島尻東、 久米島、八重山郡) 11. 34億円 (14. 3. 22実施)			
14. 3. 13	14. 3. 25	7. 24億円 全国 4. 40億円 地元 0. 59億円	金銭贈与(特別資金援助) 3. 94億円 (14. 4. 1実施)	沖縄県信農連 〔現:沖縄県農協〕	与那国町農協	事業譲渡
14. 3. 13	14. 4. 1	65. 01億円 全国 33. 97億円 地元 27. 17億円	金銭贈与 27. 80億円 (14. 4. 10実施) (返還後 24. 35億円)	高田郡農協 〔現:広島北部農協〕	八千代町農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 13. 41億円 (14. 3. 25実施)			
14. 3. 13	14. 4. 1	78. 91億円 全国 25. 09億円 地元 39. 81億円	金銭贈与 20. 53億円 (14. 4. 10実施) (返還後 19. 04億円)	広島市農協	広島安佐農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 12. 10億円 (14. 3. 25実施)			



運営委員会 議 決 日	契約日	要 債 却 額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
14. 3. 13	14. 4. 1	92. 78億円 全国 24. 75億円 地元 16. 91億円	金銭贈与 20. 25億円 (14. 6. 11実施) (返還後 17. 25億円)	福山北農協 〔現:福山市農協〕	府中市農協 新市農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 9. 18億円 (14. 3. 25実施)			
14. 3. 13	14. 3. 27	14. 42億円 全国 5. 10億円 地元 5. 14億円	金銭贈与 4. 17億円 (14. 4. 18実施)	大分県26漁協 (中津市、宇佐市、 豊後高田市、真玉町、 香々地町、国見町、 姫島村、くにさき、 武蔵町、安岐町、 杵築市、日出町、 別府市、大分市、 神崎、佐賀関町、 臼杵市、津久見市、 保戸島、上浦町、 佐伯市、米水津村、 上入津、下入津、 蒲江、名護屋) 〔現:大分県漁協〕	鶴見町漁協	新設合併 (県単一漁協)
14. 11. 1	14. 11. 1		貯払い資金の貸付 0. 58億円 (14. 11. 1 実施) (第1回配当後 0. 38億円) (第2回配当後 0. 25億円)	勝英農協	大原町農協	付保貯金移転
14. 11. 5	14. 11. 5	77. 54億円 全国 70.92億円 (第1回配当後47. 84億円) (第2回配当後31. 52億円) 地元 0. 64億円 (第1回配当後0. 42億円) (第2回配当後0. 28億円)	債務の保証限度額 62. 87億円 (14. 11. 5実施) (債務の保証履行 41. 69億円) (15. 9. 16実施) (第2回配当後27. 48億円)			
15. 8. 8	15. 8. 26		資産買取り10. 29億円 (15. 8. 27実施)			

\*大原町農協の第1回配当は平成15年8月28日、第2回配当は平成17年6月30日に実施された。

(資料 4)

## 資金援助の実績

(平成20年3月末現在)

- ① 鹿児島市農協(鹿児島県:昭和62年7月27日、平成4年2月17日、平成9年3月25日運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	鹿児島市農協	
救済組合	田上農協 (現:かごしま農協)	コープファイナンス(株)が一部の固定化債権の回収、償却を行う
救済方法	合併	
再建計画	現行計画(H9~H13)	再建期間は、昭和62年以降15年間(当初22年)
資金援助の相手	鹿児島県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資金援助の方法	金銭贈与	分割贈与(利子補給等)
援助額	(S62~H8) 3.5億円/年	相援5.8億円、農中5.7億円、県内15億円
	(H9~H13) 4.96億円/年	相援8.22億円、農中8.07億円、県内21.25億円
資金援助実施日	每事業年度末	

- ② トキワ園芸農協(茨城県:平成6年3月23日、平成11年2月18日運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	新みのり信用農協	トキワ園芸農協の信用事業を譲受した新設農協
救済組合	美野里町農協	
救済方法	合併	
再建計画	平成11年度中に償却を完了	再建期間は、当初平成6年度以降15年間(平成11年度に残り10年を一括処理)
資金援助の相手	美野里町農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	分割贈与、平成11年度一括贈与
援助額	(H6~H10) 0.75億円/年	他に、相援0.2億円、農中0.55億円、県内1.5億円
	(H11) 6.56億円	他に、相援1.54億円、農中4.19億円、県内12.29億円
資金援助実施日	(H6~H10) 每事業年度末 (H11)平成11年4月1日	

- ③ 黒井漁協(山口県:平成9年3月25日運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	黒井漁協	
救済組合	なぎさ漁協 (現:山口県漁協)	信用事業のみを行う新設漁協
救済方法	信用事業全部譲渡	黒井漁協は、経済事業のみを行う
資金援助の相手	なぎさ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	11.9億円	他に、相援2.66億円、県内14.6億円(県系統組織は、別途13.89億円)
資金援助実施日	平成9年6月23日	

④ 高松東部農協（香川県：平成9年7月4日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	高松東部農協	
救済組合	高松市中央農協 (現：香川県農協)	隣接農協
救済方法	信用事業全部譲渡	全事業譲渡
資金援助の相手	高松市中央農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	36.8億円	他に、相援8.2億円、県内85億円
資金援助実施日	平成9年10月1日	

⑤ 広陵町農協（奈良県：平成10年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	広陵町農協	
救済組合	桜井しき農協 (現：奈良県農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	桜井しき農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	61.8億円	他に、相援13.7億円、県内75.5億円
資金援助実施日	平成10年4月1日	

⑥ 栃木市農協（栃木県：平成11年2月18日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	栃木市農協	
救済組合	壬生町農協、都賀町農協、 大平町農協	隣接農協
救済方法	新設合併	4農協が合併し、下野農協を新設
資金援助の相手	栃木県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資金援助の方法	金銭贈与 資金貸付	一括贈与 信連への貸付(貸付債権買取費用分)
援助額	金銭贈与11.97億円 資金貸付19億円	他に、相援2.6億円、県内29.15億円
資金援助実施日	金銭贈与:平成11年3月1日 資金貸付:平成11年4月1日	

⑦ 舞鶴信用漁協（京都府：平成11年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	舞鶴信用漁協	
救済組合	京都府信漁連	
救済方法	信用事業全部譲渡	共済事業譲渡後解散
資金援助の相手	京都府信漁連	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	20.86億円	他に、相援2.5億円、府内23.40億円
資金援助実施日	平成11年4月1日	

⑧ 道下信用農協（富山県：平成11年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	道下信用農協	
救済組合	魚津市農協	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	魚津市農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	5.86億円	他に、相援0.42億円、県内12.56億円
資金援助実施日	平成11年4月1日	

⑨ 名瀬市農協・笠利町農協（鹿児島県：平成11年6月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	名瀬市農協・笠利町農協	
救済組合	奄美農協	隣接農協
救済方法	信用事業全部譲渡・合併	名瀬市農協…全事業譲渡 笠利町農協…合併
資金援助の相手	奄美農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	4.19億円	他に、相援0.91億円、県内10.22億円
資金援助実施日	平成11年7月1日	

⑩ 長崎市式見漁協（長崎県：平成11年6月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	長崎市式見漁協	
救済組合	長崎市新三重漁協	隣接漁協
救済方法	合併	
資金援助の相手	長崎市新三重漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	3.53億円	他に、相援0.78億円、県内4.84億円
資金援助実施日	平成11年9月1日	

⑪ 長崎市農協（長崎県：平成12年3月28日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	長崎市農協	
救済組合	東長崎農協 (現：長崎西彼農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	東長崎農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与 自己資本の充実
援助額	金銭贈与 135億円 劣後ローン 5億円	他に、相援19億円、県内54.7億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成12年4月3日 劣後ローン：平成12年4月20日	

⑫ 萩小畑漁協・大井浦漁協（山口県：平成13年2月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	萩小畑漁協・大井浦漁協	
救済組合	阿武萩地区12漁協 (現:山口県漁協)	
救済方法	新設合併	阿武萩地区14漁協が合併し、山口はぎ漁協(地区単一漁協)を新設
資金援助の相手	山口はぎ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	17.35億円	他に、相援2.94億円、県内12億円
資金援助実施日	平成13年4月2日	

⑬ 釧路市農協（北海道：平成13年7月24日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	釧路市農協	
救済組合	阿寒町農協 (現：阿寒農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	阿寒町農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与 資産買取り	一括贈与 自己資本の充実 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 40.57億円 劣後ローン 2.50億円 資産買取り 1.95億円	他に、相援9.02億円、道内49.6億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成13年8月13日 劣後ローン：平成13年8月13日 資産買取り：平成13年7月31日	

⑭ 日生町信用農協（岡山県：平成13年12月11日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	日生町信用農協	
救済組合	岡山県信農連 (18.3.31解散)	
救済方法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資金援助の相手	岡山県信農連	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 212.47億円 (減額後 207.28億円) 資産買取り 30.31億円	他に、相援30.05億円、県内88億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年1月4日 資産買取り：平成13年12月17日	

⑮ 湧別町畜産農協（北海道：平成14年1月23日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	湧別町畜産農協	
救済組合	湧別農協・芭露農協 (現：湧別町農協)	隣接農協
救済方法	新設合併	3農協が合併し、湧別町農協を新設
資金援助の相手	湧別町農協	
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与(特別資金援助) 自己資本の充実
援助額	金銭贈与 7.93億円 (減額後 7.34億円) 劣後ローン 1.17億円	他に、農林中金 2.34億円(債権放棄)
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年2月5日 劣後ローン：平成14年2月13日	

⑯ 沖縄県下8農協（沖縄県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	やんばる農協・伊平屋村農協・ 伊是名村農協・ゆいな農協・ 沖縄市コザ農協・島尻東農協・ 久米島農協・八重山郡農協	
救済組合	沖縄県19農協 (現：沖縄県農協)	
救済方法	新設合併	県下27農協が合併し、沖縄県農協(県単一農協)を新設
資金援助の相手	沖縄県農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り(6農協)	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 222.55億円 (減額後 221.55億円) 資産買取り 11.34億円	他に、支援基金 25.56億円、県内 33.03億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年4月9日 資産買取り：平成14年3月22日	

⑰ 与那国町農協（沖縄県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	与那国町農協	
救済組合	沖縄県信農連 (現：沖縄県農協)	
救済方法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資金援助の相手	沖縄県信農連	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与(特別資金援助)
援助額	3.94億円	他に、支援基金 0.46億円、県内 0.59億円
資金援助実施日	平成14年4月1日	

⑱ 八千代町農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	八千代町農協	
救済組合	高田郡農協 (現：広島北部農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	高田郡農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 系統債権管理回収機構(株)に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 27.80 億円 (減額後 23.59 億円) 資産買取り 13.41 億円	他に、支援基金 6.17 億円、県内 27.17 億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年4月10日 資産買取り：平成14年3月25日	

⑲ 広島安佐農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	広島安佐農協	
救済組合	広島市農協	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	広島市農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 20.53 億円 (減額後 18.71 億円) 資産買取り 12.10 億円	他に、支援基金 4.56 億円、県内 39.81 億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年4月10日 資産買取り：平成14年3月25日	

⑳ 府中市農協・新市農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	府中市農協・新市農協	
救済組合	福山北農協 (現：福山市農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	福山北農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 20.25 億円 (減額後 16.59 億円) 資産買取り 9.18 億円	他に、支援基金 4.50 億円、県内 16.91 億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年6月11日 資産買取り：平成14年3月25日	

㉑ 鶴見町漁協（大分県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	鶴見町漁協	
救済組合	大分県26漁協 (現:大分県漁協)	
救済方法	新設合併	県下27漁協が合併し、大分県漁協(県単一漁協)を新設
資金援助の相手	大分県漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	4.17億円	他に、相援0.93億円、県内5.14億円
資金援助実施日	平成14年4月18日	

㉒ 大原町農協（岡山県：平成14年11月1日運営委員会議決 貯払い資金の貸付け）  
 ：平成14年11月5日運営委員会議決 債務の保証  
 ：平成15年8月8日運営委員会議決 資産買取り

項目	内容	備考
経営困難組合	大原町農協	
救済組合	勝英農協	隣接農協
救済方法	付保貯金の移転	
資金援助の相手	勝英農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助等の方法	貯払い資金の貸付 債務の保証 資産の買取り	債務の保証履行 ㈱整理回収機構・系統債権管理回収機構 ㈱に資産買取りを委託
援助額	貯払い資金の貸付 0.58億円 (第1回配当後 0.38億円) (第2回配当後 0.25億円) 債務の保証限度額 62.87億円 (債務の保証履行 41.69億円) (第2回配当後 27.48億円) 資産買取り 10.29億円	第1回配当日 : 平成15年8月28日 第2回配当日 : 平成17年6月30日 債務の保証履行日 : 平成15年9月16日
資金援助等実施日	貯払い資金の貸付 : 平成14年11月1日 債務の保証 : 平成14年11月5日 資産買取り : 平成15年8月27日	



(資料 5)

## 立入検査の実施状況（平成19事業年度）

### 農業協同組合に対する検査の実施状況

	都道府県名	組 合 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	単独・同行検査の別
1	長野県	志賀高原農業協同組合	19. 6. 4(月)	19. 7. 18(水)	19. 7. 20(金)	19. 9. 25(火)	単独検査
2	青森県	しんせい五戸農業協同組合	19. 8. 27(月)	19. 9. 26(水)	19. 9. 28(金)	20. 1. 7(月)	単独検査
3	新潟県	北魚沼農業協同組合	19. 10. 1(月)	19. 11. 7(水)	19. 11. 9(金)	20. 2. 12(火)	単独検査
4	北海道	美唄市農業協同組合	19. 10. 11(木)	19. 11. 14(水)	19. 11. 16(金)	20. 2. 19(火)	同行検査
5	岩手県	岩手南農業協同組合	19. 10. 23(火)	19. 12. 5(水)	19. 12. 7(金)	20. 2. 20(水)	同行検査
6	徳島県	阿南農業協同組合	19. 11. 1(木)	19. 12. 12(水)	19. 12. 14(金)	20. 3. 12(水)	同行検査
7	茨城県	茨城みなみ農業協同組合	19. 12. 17(月)	20. 1. 21(月)	20. 1. 23(水)	20. 3. 18(火)	同行検査
8	福岡県	みい農業協同組合	19. 12. 20(木)	20. 2. 6(水)	20. 2. 8(金)	20. 4. 4(金)	単独検査

### 漁業協同組合に対する検査の実施状況

	都道府県名	組 合 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	単独・同行検査の別
1	愛媛県	宇和島漁業協同組合	19. 6. 14(木)	19. 8. 1(水)	19. 8. 3(金)	19. 10. 16(火)	単独検査
2	北海道	銭亀沢漁業協同組合	19. 6. 29(金)	19. 8. 20(月)	19. 8. 22(水)	19. 11. 6(火)	単独検査
3	長崎県	九十九島漁業協同組合	19. 9. 14(金)	19. 10. 16(火)	19. 10. 18(木)	20. 2. 29(金)	同行検査

(注) 「同行検査」とは、主務大臣又は都道府県知事より検査命令を受けた機構が、主務省又は都道府県の実施する検査に同行して検査を行うことをいう。

また、「単独検査」とは、主務大臣又は都道府県知事より検査命令を受けた機構が、単独で検査を行うことをいう。

(資料 6-1)

組合数・総貯金・被保険貯金・保険料 (昭和48事業年度から平成12事業年度まで)

区分 事業年度	対象組合数			農 協			漁 協		
	農協	漁協	計	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)
48	5,428	1,832	7,260	93,268	91,671	183	4,016	3,934	8
49	5,202	1,833	7,035	113,187	111,007	666	5,202	5,110	31
50	4,904	1,808	6,712	130,133	128,077	769	5,872	5,794	35
51	4,846	1,800	6,646	152,478	149,839	899	7,047	6,954	42
52	4,800	1,798	6,598	173,203	170,207	1,021	8,325	8,205	49
53	4,653	1,799	6,452	194,374	190,695	1,144	10,021	9,868	59
54	4,633	1,808	6,441	219,334	215,074	1,290	11,220	11,039	66
55	4,605	1,795	6,400	244,556	239,369	1,437	12,178	11,960	72
56	4,578	1,797	6,375	268,700	262,934	1,578	12,807	12,557	75
57	4,480	1,793	6,273	295,243	288,788	1,733	13,790	13,499	81
58	4,424	1,792	6,216	317,096	309,932	1,860	14,807	14,486	87
59	4,385	1,790	6,175	337,599	329,693	1,980	15,231	14,869	89
60	4,369	1,787	6,156	362,248	354,167	2,125	15,997	15,596	94
61	4,321	1,790	6,111	387,802	378,738	3,282	16,545	16,113	140
62	4,243	1,783	6,026	407,772	397,779	4,270	17,018	16,536	178
63	4,113	1,776	5,889	432,403	421,080	4,948	18,016	17,477	205
1	3,881	1,762	5,643	465,495	451,743	5,421	18,876	18,266	219
2	3,742	1,755	5,497	512,614	496,383	5,957	20,089	19,412	233
3	3,597	1,746	5,343	561,603	543,042	6,516	21,112	20,305	244
4	3,389	1,733	5,122	606,642	586,235	7,034	21,950	21,036	252
5	3,109	1,682	4,791	630,325	608,208	7,298	22,203	21,244	255
6	2,819	1,547	4,366	654,711	632,010	7,584	21,245	20,285	243
7	2,586	1,444	4,030	676,965	653,914	7,847	20,133	19,178	230
8	2,357	1,387 (17)	3,744 (17)	676,306	653,046	10,122 4,571	27,926	22,854	332 160
9	2,158	1,275 (19)	3,433 (19)	677,631	654,435	11,772 7,848	27,567	22,755	409 273
10	1,903	1,173 (22)	3,076 (22)	684,957	661,973	11,905 7,937	29,356	23,208	418 278
11	1,656	991 (26)	2,647 (26)	690,549	666,237	11,990 7,993	30,180	23,616	424 282
12	1,484	885 (26)	2,369 (26)	703,068	675,520	12,149 8,099	30,029	23,299	419 280

- (注) 1. 対象組合数は、各年6月30日現在 (ただし、昭和48年は9月29日現在)  
 2. 対象組合は、貯金残高を有する組合  
 3. 漁協には、平成8事業年度以降、特定漁連を含む (組合数欄の下段に括弧書き内数表示)。  
 4. 特別保険料は、平成8事業年度以降下段に外数として表示。  
 5. 保険料率・一般保険料 昭和48事業年度から昭和60事業年度まで...0.006% (ただし、昭和48事業年度は9月~12月の4カ月分)  
     昭和61事業年度...0.01%、昭和62事業年度...0.011%  
     昭和63事業年度から平成7事業年度まで...0.012%、平成8事業年度から平成12事業年度まで...0.018%  
     ・特別保険料 平成8事業年度から平成12事業年度まで...0.012%

(資料 6-2)

組合数・総貯金・被保険貯金・保険料 (平成13事業年度以降)

区分 事業年度	農 協				漁 協				信農連			
	組合数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)	組合数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)	連合会数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)
13	1,216	721,453	720,258	12,955 8,637	762	14,507	14,432	259 173	46	493,173	26,021	351 234
14	1,074	732,373	731,252	15,198	558	12,470	12,455	286	46	505,786	27,234	530
15	967	742,495	741,734	15,950	444	11,518	11,507	273	46	512,636	23,652	489
16	919	756,084	755,645	11,203	386	10,746	10,753	163	46	499,735	21,416	314
17	892	773,173	772,890	10,827	323	9,849	9,788	137	46	497,432	20,286	286
18	855	790,113	788,189	11,080	194	8,700	8,703	122	42	496,333	19,564	279
19	821	798,518	798,228	11,221	178	8,718	8,526	120	41	501,654	19,250	275

区分 事業年度	信漁連				農林中金				合 計			
	連合会数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)
13	34	24,163	12,150	212 141	1	356,192	24,883	336 224	2,059	1,609,488	797,743	14,113 9,409
14	34	24,833	13,400	279	1	380,116	26,536	639	1,713	1,655,578	810,876	16,932
15	34	23,444	13,106	286	1	390,943	23,674	582	1,492	1,681,036	813,673	17,580
16	34	22,826	13,300	198	1	394,250	23,421	356	1,386	1,683,641	824,535	12,234
17	33	22,376	13,502	189	1	395,882	22,803	323	1,295	1,698,712	839,269	11,762
18	32	22,261	14,009	198	1	412,865	20,979	299	1,124	1,730,272	851,444	11,978
19	31	20,903	13,810	195	1	398,267	17,038	243	1,072	1,728,060	856,852	12,054

- (注) 1. 対象組合数は、各年6月30日現在  
 2. 対象組合は、貯金残高を有する組合  
 3. 平成13事業年度の特別保険料は、下段に外数として表示。  
 4. 総貯金及び被保険貯金 平成13事業年度までは、その年の3月31日の残高  
 平成14事業年度以降は、前年の4月1日からその年の3月31日までの営業日平残  
 5. 保険料率 ・一般保険料 平成13事業年度...0.018% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9カ月分)  
 平成14事業年度...特定貯金0.034%、その他貯金等0.017%  
 平成15事業年度...決済用貯金0.034%、一般貯金等0.017%  
 平成16事業年度以降...決済用貯金0.017%、一般貯金等0.014%  
 ・特別保険料 平成13事業年度...0.012% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9カ月分)  
 平成14事業年度以降なし。

(資料 7)

## 平成19事業年度保険料(都道府県別)

(単位:千円)

都道府県	農 協		漁 協		信 農 連		信 漁 連	
	組合数	保 険 料	組合数	保 険 料	連合会数	保 険 料	連合会数	保 険 料
北海道	119	387,735	75	63,491	1	21,026	1	9,359
青森	29	64,492	1	893	1	2,688	1	6,487
岩手	17	122,738	—	—	1	8,929	1	11,716
宮城	15	130,558	—	—	—	—	1	7,859
秋田	16	93,322	1	534	—	—	—	—
山形	20	120,889	1	756	1	188	—	—
福島	17	168,916	2	1,072	1	266	1	760
茨城	28	191,745	—	—	1	8,982	1	2,492
栃木	11	213,027	—	—	1	883	—	—
群馬	23	181,538	—	—	1	8,281	—	—
埼玉	27	492,305	—	—	1	7,317	—	—
千葉	27	322,194	—	—	1	4,058	1	9,241
東京	16	436,735	—	—	1	4,194	1	1,168
神奈川	14	687,545	1	927	1	8,894	1	3,863
山梨	13	83,985	—	—	1	2,926	—	—
長野	23	383,789	—	—	1	27,141	—	—
静岡	19	590,174	1	2,519	1	8,686	1	14,718
新潟	26	289,205	—	—	1	7,345	1	3,814
富山	17	170,844	—	—	1	81	1	4,840
石川	17	140,098	—	—	1	4,020	1	6,021
福井	15	110,205	—	—	1	3,590	1	5,962
岐阜	12	371,678	—	—	1	6,049	—	—
愛知	20	851,938	1	849	1	11,983	1	10,154
三重	15	254,193	1	17	1	5,581	1	13,352
滋賀	16	172,210	—	—	1	1,803	—	—
京都	5	147,471	—	—	1	3,846	1	5,745
大阪	16	501,707	—	—	1	13,756	—	—
兵庫	14	577,868	—	—	1	27,862	1	9,556
奈良	1	161,187	—	—	—	—	—	—
和歌山	11	198,037	1	147	1	8,830	1	5,798
鳥取	3	68,698	—	—	1	2,047	1	2,830
島根	11	114,872	1	6,377	1	5,760	—	—
岡山	10	222,197	—	—	—	—	—	—
広島	13	321,930	—	—	1	4,218	1	7,455
山口	12	165,802	1	9,244	1	4,186	—	—
徳島	16	103,233	—	—	1	2,872	1	4,199
香川	2	210,977	1	308	1	1,985	1	6,968
愛媛	12	217,913	30	9,493	1	3,617	1	3,701
高知	16	110,068	—	—	1	6,117	1	6,088
福岡	26	307,428	—	—	1	3,115	1	7,249
佐賀	4	109,937	—	—	1	7,901	1	8,229
長崎	7	83,639	41	13,424	—	—	1	2,417
熊本	15	125,324	1	946	1	1,467	—	—
大分	23	87,324	1	3,931	1	3,247	—	—
宮崎	13	97,622	17	4,907	1	8,149	1	786
鹿児島	18	156,628	—	—	1	11,462	1	8,949
沖縄	1	98,818	—	—	—	—	1	3,062
合 計	821	11,220,738	178	119,836	41	275,346	31	194,840

	保 険 料
農林中央金庫	243,321

	組合数	保 険 料
総 計	1,072	12,054,081

※各計数は、単位未満を四捨五入。

(資料 8)

## 事業年度別損益の状況

(単位：百万円)

事業年度	収 益			費 用			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	その他	計	経費	その他	計		
48	191	19	210	14	—	14	195	195
49	696	67	764	35	—	35	728	924
50	803	170	973	59	—	59	913	1,837
51	940	234	1,175	87	—	87	1,087	2,925
52	1,070	312	1,382	61	—	61	1,320	4,245
53	1,203	407	1,610	67	—	67	1,543	5,789
54	1,356	483	1,839	68	—	68	1,771	7,560
55	1,508	706	2,215	70	—	70	2,145	9,705
56	1,652	857	2,510	88	—	88	2,422	12,127
57	1,813	1,062	2,876	81	—	81	2,794	14,922
58	1,946	1,299	3,245	80	—	80	3,165	18,088
59	2,069	1,544	3,614	86	—	86	3,527	21,615
60	2,218	1,734	3,952	99	—	99	3,853	25,469
61	3,421	1,973	5,395	120	—	120	5,274	30,744
62	4,447	2,124	6,572	114	350	464	6,107	36,852
63	5,153	2,298	7,451	122	350	472	6,979	43,831
1	5,640	2,594	8,234	141	350	491	7,742	51,574
2	6,189	3,191	9,380	152	350	502	8,878	60,452
3	6,760	3,909	10,669	156	350	506	10,163	70,615
4	7,286	4,421	11,708	153	350	503	11,204	81,820
5	7,553	4,804	12,357	208	350	558	11,799	93,619
6	7,827	4,998	12,826	212	425	637	12,188	105,808
7	8,077	4,458	12,535	229	425	654	11,880	117,689
8	15,185	4,078	19,263	298	425	723	18,540	136,229
9	20,303	3,785	24,088	401	5,441	5,842	18,246	154,475
10	20,537	3,530	24,067	417	7,948	8,365	15,702	170,178
11	20,689	3,323	24,013	429	4,596	5,025	18,987	189,165
12	20,947	3,027	23,974	509	13,996	14,505	9,469	198,635
13	23,521	2,580	26,101	544	27,853	28,398	△ 2,296	196,339
14	16,931	2,017	18,949	626	29,466	30,092	△ 11,143	185,195
15	17,580	1,915	19,496	555	4,639	5,195	14,300	199,496
16	12,234	6,631	18,866	501	5,359	5,860	13,005	212,502
17	11,762	6,525	18,288	473	2,932	3,405	14,882	227,384
18	11,977	5,080	17,057	462	2,902	3,365	13,692	241,077
19	12,054	6,465	18,519	509	2,815	3,325	15,194	256,271

(注) 1. 平成8事業年度から平成14事業年度までは、一般勘定と特別勘定を合算した金額である。  
2. 各計数は、単位未満切捨て。

(資料 9)

## 被保険貯金残高と責任準備金の推移

(単位：百万円、%)

事業年度	対象金融機関貯金残高			責任準備金	
	総貯金 ①	被保険貯金 ②	総貯金に対する比率 ③=②/①	金額 ④	被保険貯金に対する比率(%) ⑤=④/翌年②
48	9,728,380	9,560,497	98.3	195	0.002
49	11,838,851	11,611,731	98.1	924	0.007
50	13,600,474	13,387,085	98.4	1,837	0.012
51	15,952,531	15,679,309	98.3	2,925	0.016
52	18,152,786	17,841,247	98.3	4,245	0.021
53	20,439,450	20,056,333	98.1	5,789	0.026
54	23,055,458	22,611,312	98.1	7,560	0.030
55	25,673,432	25,132,960	97.9	9,705	0.035
56	28,150,754	27,549,035	97.9	12,127	0.040
57	30,903,326	30,228,662	97.8	14,922	0.046
58	33,190,367	32,441,830	97.7	18,088	0.052
59	35,283,000	34,456,232	97.7	21,615	0.058
60	37,824,468	36,976,269	97.8	25,469	0.065
61	40,434,642	39,485,082	97.7	30,744	0.074
62	42,478,989	41,431,519	97.5	36,852	0.084
63	45,041,874	43,855,669	97.4	43,831	0.093
1	48,437,156	47,000,938	97.0	51,574	0.100
2	53,270,278	51,579,441	96.8	60,452	0.107
3	58,271,515	56,334,644	96.7	70,615	0.116
4	62,859,165	60,727,033	96.6	81,820	0.130
5	65,252,792	62,945,110	96.5	93,619	0.144
6	67,595,545	65,229,478	96.5	105,808	0.157
7	69,709,764	67,309,197	96.6	117,689	0.174
8	70,423,208	67,589,987	96.0	136,229	0.201
9	70,519,806	67,718,952	96.0	154,475	0.225
10	71,431,354	68,518,044	95.9	170,178	0.247
11	72,072,942	68,985,338	95.7	189,165	0.271
12	73,309,657	69,881,889	95.3	198,635	0.249
13	160,948,781	79,774,259	49.6	196,339	0.242
14	165,557,767	81,087,634	49.0	185,195	0.228
15	168,103,589	81,367,258	48.4	199,496	0.242
16	168,364,123	82,453,452	49.0	212,502	0.253
17	169,871,221	83,926,866	49.4	227,384	0.267
18	173,027,185	85,144,435	49.2	241,077	0.281
19	172,806,041	85,685,160	49.6	256,271	—

- (注) 1. 対象金融機関貯金残高  
 ・昭和48事業年度から平成13事業年度までは、各年の3月31日の残高。  
 ・平成14事業年度以降は、前事業年度(4月1日から3月31日まで)の営業日平残。  
 ・平成13事業年度以降、信農連、信漁連及び農林中金が制度の対象に加わった。
2. 責任準備金は、各事業年度末の残高。  
 平成8事業年度から平成14事業年度までの責任準備金は、一般勘定と特別勘定を合算した金額。

(資料 10)

## 運営委員、役員等一覧

平成20年8月現在

### ○ 運営委員会

委員長(理事長)	東 久雄
委員(五十音順)	岩本 繁 (JA全国監査機構 監査委員長)
同	泉田 洋一 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
同	倉光 一雄 (福岡県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長)
同	小松 勉 (弁護士)
同	照山 光一 (全国漁業協同組合連合会 専務理事)
同	松本 浩志 (農林中央金庫 専務理事)
同	向井地純一 (全国農業協同組合中央会 専務理事)

理事 船本 博昭

### ○ 役員

理事長	東 久雄
理事	船本 博昭
監事	前田 勝己

### ○ 幹部職員

総務部長	林 正俊
業務部長	栗野 俊行

(注) 運営委員会委員については、全員が平成19年8月31日付けで任期満了となり、翌9月1日付けで、新たに泉田洋一委員、倉光一雄委員、松本浩志委員が任命されるとともに、岩本繁委員、小松勉委員、照山光一委員、向井地純一委員が再任された。

(資料 11)

## 農水産業協同組合貯金保険機構組織図

平成20年4月1日現在  
(平成19事業年度定員20人)  
(平成20事業年度定員19人)

